平成２２年（再イ）第１９０号
神奈川県大和市柳橋１丁目７番地13
再生債務者　坂本　　淳
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年８月31日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年９月１日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（再イ）第１３号
三重県志摩市阿児町鵜方1260番地15　シティハイムみね103号
再生債務者　橋本　尚人
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年８月31日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年９月１日
津地方裁判所伊勢支部再生係

平成２２年（再イ）第１６号
和歌山県有田市港町147番地
再生債務者　尾﨑　友紀
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年８月31日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年９月１日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（再イ）第１８号
和歌山市和歌川町10番35号
再生債務者　川嶋　秀記
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年８月31日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年９月１日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

特定計量器型式承認

○独立行政法人産業技術総合研究所公告第48号
計量法（平成４年法律第51号）第76条第１項の規定に基づき、平成22年８月30日付けをもって次のように特定計量器の型式を承認したので同法第159条第１項第５号の規定に基づき公告する。
平成22年９月14日
独立行政法人産業技術総合研究所
理事長　野間口　有

1、承認番号　第Ｄ1029号
2、名称　株式会社クボタ
3、住所　大阪府大阪市浪速区敷津東１－２－47
4、特定計量器の種類　非自動はかり

1、承認番号　第Ｄ1030号
2、名称　株式会社クボタ
3、住所　大阪府大阪市浪速区敷津東１－２－47
4、特定計量器の種類　非自動はかり

1、承認番号　第Ｄ1031号
2、名称　大和製衡株式会社
3、住所　兵庫県明石市茶園場町５番22号
4、特定計量器の種類　非自動はかり

1、承認番号　第Ｄ1032号
2、名称　株式会社ダイトク
3、住所　大阪府大阪市大正区小林東１丁目２番40号
4、特定計量器の種類　非自動はかり

1、承認番号　第Ｄ1033号
2、名称　株式会社ダイトク
3、住所　大阪府大阪市大正区小林東１丁目２番40号
4、特定計量器の種類　非自動はかり

1、承認番号　第Ｄ1034号
2、名称　株式会社光成衡機
3、住所　広島県福山市箕沖町45－２
4、特定計量器の種類　非自動はかり

裁決の公告

第二東京弁護士会が平成22年１月13日に告知した同会所属弁護士　佐々木英雄　会員（登録番号27014）に対する懲戒処分（業務停止１月）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成22年８月18日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を棄却する旨裁決し、この裁決は平成22年８月24日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第２号の規定により公告する。
平成22年８月24日　　日本弁護士連合会

裁決の公告

東京弁護士会が平成22年２月３日に告知した同会所属弁護士　小林　　真　会員（登録番号28310）に対する懲戒処分（戒告）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成22年８月18日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を棄却する旨裁決し、この裁決は平成22年８月24日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第２号の規定により公告する。
平成22年８月24日　　日本弁護士連合会

裁決の公告

長野県弁護士会が平成22年２月９日に告知した同会所属弁護士　野村　　尚　会員（登録番号20853）に対する懲戒処分（戒告）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成22年８月18日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を棄却する旨裁決し、この裁決は平成22年８月25日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第２号の規定により公告する。
平成22年８月25日　　日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

第二東京弁護士会が同懲戒委員会の議決に基づき平成21年９月29日付けでなし、平成21年９月30日に効力を生じた対象弁護士を懲戒しない旨の決定について、懲戒請求者から異議の申出があった。日本弁護士連合会は、上記決定を取り消して、以下のとおり懲戒処分をしたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第６号の規定により公告する。

記

1　処分を受けた弁護士
氏　　名　菅野　茂徳
登録番号　21202
事 務 所　東京都中央区築地２－２－８築地藤村ビル４階
菅野法律事務所
2　処分の内容　戒告
3　処分が効力を生じた年月日
平成22年８月24日
平成22年８月24日　　日本弁護士連合会

行旅死亡人

本籍・住所・氏名・年齢・性別不詳、所持金品なし
上記の者は、平成22年７月16日、青森県十和田市大字切田字上舘26番地の上舘集落遺跡発掘調査現場にて人骨が発見されたもので、死亡日は不明であり、古い時代に土葬されたものである可能性が高いと思われます。
身元不明につき、遺体は火葬に付し、遺骨を保管しておりますので、心当たりの方は、当市福祉課まで申し出てください。
平成22年９月14日
青森県　　十和田市長　小山田　久

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、推定年齢55歳から75歳位の女性、身長約166㎝、着衣は赤色フード付のハーフコート、所持金品腕時計と指輪
上記の者は、平成22年７月２日午前８時40分頃、沼津市植田279－１－２森ＡＬＣ資材置場南西側水路内にて遺体で発見された。死亡日時は平成22年６月２日頃（推定）、死因は溺死。遺体は火葬に付し、遺骨を当市にて保管しております。心当たりの方は当市福祉事務所社会福祉課までお申し出ください。
平成22年９月14日
静岡県　　沼津市長　栗原　裕康

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢50～70歳位の男性
上記の者は、平成22年８月２日午前７時30分頃、高松市牟礼町原2108番地南方約300メートルの山中で頭蓋骨の一部が発見されました。死亡日時等は平成18年頃と推定され、遺体（骨）は身元が分からないことから平成22年８月12日火葬し、遺骨は当市において安置保管しております。心当たりの方は、高松市福祉事務所生活福祉課まで御連絡ください。
平成22年９月14日
香川県　　高松市長　大西　秀人